

東かがわ市告示第**30**号

東かがわ市縁むすび支援員等設置要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和7年 **3**月**24**日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市縁むすび支援員等設置要綱を廃止する告示

東かがわ市縁むすび支援員等設置要綱（平成26年告示第52号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。